

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 五五
- 県営土地改良事業計画を定めた件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 五五
- 道路の区域を変更する件二件 五六

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 五六
- 肥料を登録した件 五六
- 宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件 五六
- 福島県教育委員会教育長 五九
- 落札者を決定した件二件 五九

告 示

福島県告示第七百三十四号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十五年十二月三日福島市に招集する。
 平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤雄平
 （総務課）

福島県告示第七百三十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、夏井地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供

する。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 同 平成二十五年十一月二十日から
年十二月九日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
- 同 いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
仲丸靖 馬場勲 馬場廣雄 星清一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があつたこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十五年農林水産省告示第千三百九十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
猪股忠雄 鯨岡英美 馬場高義 星照子 星秀明

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十五年農林水産省告示第八百六十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
阿久津アサノ 阿久津芳雄 星永吉 星勝夫 星喜志治 星清 星大昭 星文男
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十五年農林水産省告示第八百六十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名
阿部勝藏 阿部勝太郎 阿部傳十郎 阿部文一 加藤安次 小室フジエ 佐藤孝一 佐藤定八 佐藤弥平 佐藤與三郎 佐藤順昭 高橋儀一 高橋清太郎 玉川晃 玉川嘉一郎 玉川嘉七 玉川勝彦 玉川憲一 玉川重勝 玉川隆昭 玉川千代松 玉川輝男 玉川久 玉川弘幸 玉川裕則 芳賀市太郎 芳賀弘一 芳賀弘善 芳賀ツヤ子 芳賀テル子 芳賀與重 星亀之助 星貞雄 星新助 星タケ子 星藤七 星美代子 星ヤス子 室井亀重 室井清人 室井茂吉 室井新吉 弓田常春 渡部信一

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十五年農林水産省告示第八百六十二号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町字高田村東乙一九五七番六地先から同 郡同 町字台ノ下甲四一三七番三地先まで	変更前 変更後	六・八 一〇・八	六一八・〇 六一八・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		変更前 変更後		

県道橋本 会津高田 線	大沼郡会津美里町字高 田前川原三六四〇番一 地先から	変更前	七・二〇 一・一四	二二七・五
	同 郡同 町字台 ノ下甲四一五三番四地 先まで	変更後	一三・五〇 二五・五	二二七・五

(道路計画課)

福島県告示第七百四十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南会津建設事務所まで平成二十五年十一月十九日から二週間一般の縦覧
 に供する。
 平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町八総 字数間沢三四〇番イ地 先から	変更前	A 七・四〇 五三・二	三、五七八・九
	同 郡同 町滝原 字龍沢一七一七番一 地先まで	変更後	B 一三・四〇 六九・六	八四〇・二
	南会津郡南会津町八総 字数間沢三四〇番イ地 先から	変更後	A 七・四〇 五三・二	三、五七八・九
	同 郡同 町滝原 字龍沢一七一七番一 地先まで		B 一三・四〇 六九・六	八四〇・二

公 告

(道路計画課)

字龍沢一七二六番一 地先まで	字龍沢一七二七番一 地先から	同 郡同 町滝原 字龍沢一七二七番一 地先まで	同 郡同 町滝原 字龍沢一七二七番一 地先まで
C 一一・八〇 五三・二	D 一〇・二〇 三六・一		
四四三・一	四二九・八		

公告第三百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非
 営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十一月七日
- 二 名称
(変更前) 特定非営利活動法人福島県療術学園
(変更後) 特定非営利活動法人福島県療術師協会
- 三 代表者の氏名
鈴木 和枝
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市島一丁目七番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国民に対して古来より伝承されている民間療法(鍼灸)の知識と実践的な利用
法の教育啓発に関する事業及び子供や高齢者を持つ家庭、介護を要する家族を抱える
人々への支援活動に関する事業を行い、地域社会での自立的な社会参加に寄与するこ
とを目的とする。

公告第三百六十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

（文化振興課）

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)		その他の 規格	氏名又 は名称	住所	登録の 有効期 限
			窒素 全量	りん 酸全 量				
841	混合有 機質肥 料	ネオユー キ940	9.0	4.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	ニズキ ユーキ 有限公 司	兵庫県 神戸市 東灘区 魚崎北 町七丁 目9番 13号	平成28 年11月 6日

（農業総合センター）

公告第三百七十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。

平成二十五年十一月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 被処分者 株式会社アイル
所在地 郡山市富久山町久保田字久保田百十八番地
免許番号 福島県知事（三）第一三三三三三号
- 二 処分の種類及び期間

平成二十五年十一月二十六日から同年十二月五日までの十日間の業務の全部の停止

三 処分理由

宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号に該当するため

（建築指導課）

福島県教育委員会教育長

公告第29号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年11月19日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立会津学鳳高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立会津学鳳高等学校 福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡1番地の1
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
38,102,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年8月9日

（財務課施設財産室）

公告第30号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年11月19日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立喜多方桐桜高等学校 福島県喜多方市豊川町米室字高吉4344番地の5
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
34,095,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年8月9日

（財務課施設財産室）